





◇このパンフレットは団体くらしの安心保険「MUSTⅢ」の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入の前に「注意喚起情報のご説明(保険のご加入に際して、お客様に特にご注意ください情報に記載した書面)」と併せて必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入いただけますようお願い申し上げます。ご加入手続きその他この保険の詳細については取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。  
◇この保険は、ご契約者である団体が、その団体の構成員の加入依頼に基づき構成員などを被保険者(保険の補償を受けられる方)として締結する団体保険契約です。  
◇ご加入の際には、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただけますようお願いいたします。

## ●ご加入いただける方の範囲

加入依頼人	京王グループの従業員にかぎります。(ただしアルバイトは除きます。)
被保険者ご本人*	上記加入依頼人およびその家族(加入依頼人の配偶者、お父さま、ご両親、ご兄弟姉妹)にかぎります。 *「被保険者ご本人」とは、保険の補償を受けられる方で加入依頼票の被保険者ご本人欄に記載される方をいいます。

※加入依頼人または被保険者ご本人がご加入いただける方の範囲外となった場合は必ず、取扱代理店までご連絡ください。

### ご加入にあたっての注意事項

- 加入依頼人と被保険者ご本人が異なる場合や被保険者となる方が加入依頼人以外にもいらっしゃる場合には、このパンフレットに記載された内容を必ずその方にもご説明ください。
- ご加入後2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

## ●補償地域

補償項目	補償地域
●家財・身の回り品 ●ケガ(傷害) ●賠償責任*4 ●キャンセル費用 ●救援者費用	国内・ 国外

## ●被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲

補償項目	パーソナルコース	カップルコース	ファミリーコース
ケガ(傷害)、キャンセル費用、救援者費用	被保険者ご本人*1	被保険者ご本人*1 + 配偶者*2	ご家族全員*3
家財・身の回り品、賠償責任*4	ご家族全員*3	ご家族全員*3	

\*1 保険の補償を受けられる方で、加入依頼票の被保険者ご本人欄に記載されている方をいいます。  
\*2 被保険者ご本人の婚姻の相手方をいい、内縁の相手方\*1および同性パートナー\*2を含みます。  
\*3 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。  
\*4 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。  
(注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。  
\*3 次の①から④の方をいいます。  
①被保険者ご本人 ②被保険者ご本人の配偶者 ③被保険者ご本人またはその配偶者の同居のご親族 ④被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま(婚姻歴のない方)  
\*4 賠償責任の補償については、次のいずれかに該当する方も被保険者となります。  
・被保険者ご本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者ご本人を監督する方(被保険者ご本人の親族にかぎります。)、ただし、被保険者ご本人に関する事故に限ります。  
・上記\*3の②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)、ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。  
(注)被保険者ご本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

## 補償内容

### ケガ(傷害)の補償

24時間365日、これで安心!



交通事故により亡くなられた。



火災によりヤケドをして後遺障害が生じた。



階段を踏み外し骨折をして入院した。



料理中にケガをして通院した。

日常生活におけるさまざまなケガを補償します。

- 入院は事故発生日からその日を含めて1,000日まで補償します。(事故発生からその日を含めて180日以内に入院されていることが必要です。)
- 第三者の故意による加害行為や、「ひき逃げ」によるケガの場合は、お支払いする死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金の額が2倍となります。
- 天災(地震、噴火、津波)によるケガや0-157など特定の感染症も補償します。

- 特定の感染症も補償します。さらに特定感染症葬祭費用として300万円補償します。

次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象となりません。  
薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院

### 家財・身の回り品の補償

「こわれた」「燃えた」も、これで安心!



火災により家財が焼失した。



泥棒が入り家財が盗難の被害にあった。



うっかりカメラをこわしてしまった。



台風による水害で家財が使えなくなった。

家財や身の回り品に生じた、さまざまな偶発的な事故を補償します。

- ご契約金額を限度に新規購入費用で補償します(修理可能な場合は新規購入費用と修理代金のいずれか低い額となります。)。ただし、1事故につき3,000円を自己負担していただきます。

サーフボード、コンタクトレンズなど、保険の対象とならない物があります。詳しくは、裏面記載の「ご契約いただく保険の内容(家財保険金)」をご覧ください。

### 賠償責任の補償

示談交渉サービス付

「ケガをさせた」「うっかりこわした」も、これで安心!

さらに安心



自転車で通行人にぶつかりケガをさせた。



水もれを起こし、階下の住民に損害を与えた。



人から借りたビデオカメラをこわしてしまった。

日常生活におけるさまざまな法律上の損害賠償責任を補償します。

- レンタル用品をはじめ借用中の物品を誤ってこわした場合も補償します。(借用財物の事故については1事故につき3,000円を自己負担していただきます。)
- 事故の際に、「示談交渉サービス」をご利用いただけます。
- 「賠償責任の補償」「家財・身の回り品の補償」等を複数のご契約にセットされた場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異やご契約金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

### 賠償事故の示談交渉サービス

この保険の対象となる賠償事故(日本国内で発生した事故にかぎります。))により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。  
※ただし、賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合は対応できません。



示談

### キャンセル費用保険金+救援者費用保険金

入院などにより、旅行などのサービスをキャンセルされたときのキャンセル費用を補償します。  
●対象となるサービスは裏面記載の「ご契約いただく保険の内容(キャンセル費用保険金)」をご覧ください。  
●1事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち高い額を自己負担していただきます。  
山岳での「道迷い」や「発病」などにより緊急な捜索・救助活動が必要となった場合の救援者費用を補償します。  
※キャンセル費用の補償および救援者費用の補償については、必ずセットでご加入いただけます。



急な入院により旅行をキャンセルした。



山歩き中に遭難し、警察に救助された。

### 20%無事故キャッシュバック

ご契約期間を通じて無事故であった場合には、お払い込みいただいた保険料の20%をお返しいたします。

※この「無事故キャッシュバック」はその後の継続契約にも毎年同様に適用されます。

この保険のご契約者およびそのご家族の皆さまのための無料電話相談サービスです。(電話番号はご契約後にお届けする安心ガイド(ご契約のしおり)に記載しています。)

- 1 健康・医療相談サービス 病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々なご相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。
- 2 医療機関情報提供サービス ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などを提供します。
- 3 メンタルヘルス相談サービス 臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。(利用時間)平日:午前9時30分~午後7時 土曜日:午前11時~午後6時(日・祝日、12/29~1/4は休業)
- 4 法律相談サービス(予約制・30分) 法律のご相談を専門家が電話でお応えします。(利用時間)平日:午前10時~午後5時(土・日・祝日、12/31~1/3は休業) ※30分程度の一般的なご相談にお応えします。
- 5 日常緊急サービス\* 24時間・365日体制で、日常生活の緊急事態の際に専門業者を手配します。 ※作業費用や出張費用などの実費はお客さまのご負担となります。 ●家の鍵の開錠 ●水道の故障 など

### 便利 SOMPO 健康・生活サポートサービス

受付時間: 24時間365日

(注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。  
(注2) ご相談の際は、お名前、証券番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。  
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。  
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
(注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料となる場合があります。  
(注6) 「5.日常緊急サービス」において、手配・紹介した専門業者・修理業者による作業の着手までにお時間がかかる場合、または手配・紹介ができない場合があります。

### 5分5分「自動継続方式」

自動継続方式とは、ご契約の継続をご案内した際に、特段の意思表示がない場合には前年度同等条件(特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は毎年加入依頼票のご提出が必要)でのご加入を希望されたものとみなし、加入依頼票の提出を不要としてそのままご契約が継続される方式をいいます。なお、継続された場合には、毎年加入者証を発行します。

1. お客さまより継続の中止を希望される場合には、加入申込締切日までに加入依頼票に記入のうえ取扱代理店または損保ジャパンにご提出ください。
2. 次のような場合には、損保ジャパンよりご連絡のうえ継続を中止させていただくことはあります。  
①死亡保険金をお支払いした場合 ②保険金請求事故が多発した場合 など

※このパンフレットに記載の保険料は、前年のご加入者数により決定した団体割引25%を適用した保険料となっております。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。  
※記載のサービスは、2021年6月現在のもので、サービスの内容は予告なく変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

### 事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください 万が一事故が発生した場合は、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと、保険金を削減してお支払いする可能性がありますので、ご注意ください。  
・取扱代理店(ご連絡先は、ご加入後にお届けする加入者証に記載しています。)  
・損保ジャパン事故サポートセンター 0120-250-119(受付時間:24時間365日)  
・この保険の対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります)の損害賠償請求を受けた際には、お客様に代わって損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
- 必ず事前にご相談ください 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ損保ジャパンとご相談されず示談金や賠償金を支払われた場合には、その金額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 保険金の代理請求人制度について(保険金請求についての重要なお知らせです) 被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいらっしゃるごときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。
- ご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または損保ジャパンより保険金請求手続きに関してご案内します。
- 保険金請求権につきましては時効(3年)がありますのでご注意ください。

### ●損保ジャパンの保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先(おかけまちがいにご注意ください。)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。  
(一般社団法人日本損害保険協会)ADRセンター【ナビダイヤル】0570-022808(通話料有料) 受付時間:平日の9:15~17:00(土・日・祝日、年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

# おすすめのご加入プランと保険料

◇「暮らし」のあらゆる場面で「安心」を提供する暮らしの安心保険「MUSTⅢ」\*

\*「MUSTⅢ」は暮らしの安心保険のペットネームです。

◆「MUSTⅢ」は生活のリスクをまとめて補償します。

暮らしの安心保険「MUSTⅢ」は、さまざまな補償をひとつにした総合補償型の商品ですので、お得な保険料でご加入いただけます。

◆次の型・コースよりお選びください。

ご希望の型・コースを、加入依頼票の型・コース欄にご記入ください。

◆保険料は2022年1月の給与より控除されます。(12回払)

## ●パーソナルコース

(保険期間1年・団体割引25%適用)

補償の内容			プラン			
			S	A	B	D
ご契約金額(保険金額)	ケガ(傷害)	死亡・後遺障害	500万円	100万円	250万円	500万円
		入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円	7,500円
		通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円
		感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円	300万円
	家財・身の回り品の補償(自己負担額3,000円)		—	100万円	100万円	100万円
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	—	1億円	1億円
		借用財物	10万円	—	10万円	10万円
		キャンセル費用	10万円	—	10万円	10万円
		救援者費用	400万円	—	400万円	400万円
	月額保険料		2,300円	2,500円	2,900円	4,600円
実質保険料		(1,840円)	(2,000円)	(2,320円)	(3,680円)	

## ●カップルコース

補償の内容			プラン				
			S	A	B	D	
ご契約金額(保険金額)	ケガ(傷害)	ご本人	死亡・後遺障害	500万円	100万円	250万円	500万円
			入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円	7,500円
			通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円
			感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円	300万円
	配偶者	死亡・後遺障害	ご本人の補償と同額				250万円
		入院保険金日額	ご本人の補償と同額				3,750円
		通院保険金日額	ご本人の補償と同額				2,500円
		感染症葬祭費用	ご本人の補償と同額				300万円
	家財・身の回り品の補償(自己負担額3,000円)		—	100万円	100万円	100万円	
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	—	1億円	1億円	
借用財物		10万円	—	10万円	10万円		
キャンセル費用		10万円	—	10万円	10万円		
救援者費用		400万円	—	400万円	400万円		
月額保険料		4,000円	3,700円	4,300円	6,000円		
実質保険料		(3,200円)	(2,960円)	(3,440円)	(4,800円)		

## ●ファミリーコース

補償の内容			プラン				
			S	A	B	D	
ご契約金額(保険金額)	ケガ(傷害)	ご本人	死亡・後遺障害	500万円	100万円	250万円	500万円
			入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円	7,500円
			通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円
			感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円	300万円
	配偶者 ご家族	死亡・後遺障害	ご本人の補償と同額				250万円
		入院保険金日額	ご本人の補償と同額				3,750円
		通院保険金日額	ご本人の補償と同額				2,500円
		感染症葬祭費用	ご本人の補償と同額				300万円
	家財・身の回り品の補償(自己負担額3,000円)		—	100万円	100万円	100万円	
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	—	1億円	1億円	
借用財物		10万円	—	10万円	10万円		
キャンセル費用		10万円	—	10万円	10万円		
救援者費用		400万円	—	400万円	400万円		
月額保険料		7,500円	6,100円	7,200円	8,900円		
実質保険料		(6,000円)	(4,880円)	(5,760円)	(7,120円)		

※保険料(月額)欄の( )内の保険料は、無事故キャッシュバック20%をお返しした場合、実質負担した保険料となります。

※すべてのご加入プランで「手術保険金」がお支払いの対象となります。お支払いする手術保険金の額につきましては、「ご契約いただく保険の内容」についてケガ(傷害)の補償-手術保険金をご覧ください。

※ご加入にあたっては、口数は原則おひとりにつき1口までとさせていただきます。

## ご継続のみプラン

### ● パーソナルコース

補償の内容		プラン			
		C	E	F	
（契約金額（保険金額））	ケガ（傷害）	死亡・後遺障害	350万円	750万円	1,000万円
		入院保険金日額	3,750円	11,250円	15,000円
		通院保険金日額	2,500円	7,500円	10,000円
		感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
	家財・身の回り品の補償（自己負担額3,000円）		100万円	100万円	100万円
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	1億円	1億円
		借用財物	10万円	10万円	10万円
		キャンセル費用	10万円	10万円	10万円
		救護者費用	400万円	400万円	400万円
	月額保険料		3,100円	6,300円	8,000円
実質保険料		(2,480円)	(5,040円)	(6,400円)	

### ● カップルコース

補償の内容		プラン				
		C	E	F		
（契約金額（保険金額））	ケガ（傷害）	ご本人	死亡・後遺障害	350万円	750万円	1,000万円
			入院保険金日額	3,750円	11,250円	15,000円
			通院保険金日額	2,500円	7,500円	10,000円
			感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
	配偶者	死亡・後遺障害	350万円	250万円	250万円	
		入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円	
		通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円	
		感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円	
	家財・身の回り品の補償（自己負担額3,000円）		100万円	100万円	100万円	
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	1億円	1億円	
借用財物		10万円	10万円	10万円		
キャンセル費用		10万円	10万円	10万円		
救護者費用		400万円	400万円	400万円		
月額保険料		4,600円	7,700円	9,400円		
実質保険料		(3,680円)	(6,160円)	(7,520円)		

### ● ファミリーコース

補償の内容		プラン				
		C	E	F		
（契約金額（保険金額））	ケガ（傷害）	ご本人	死亡・後遺障害	350万円	750万円	1,000万円
			入院保険金日額	3,750円	11,250円	15,000円
			通院保険金日額	2,500円	7,500円	10,000円
			感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
	配偶者 ご家族	死亡・後遺障害	350万円	250万円	250万円	
		入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円	
		通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円	
		感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円	
	家財・身の回り品の補償（自己負担額3,000円）		100万円	100万円	100万円	
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	1億円	1億円	
借用財物		10万円	10万円	10万円		
キャンセル費用		10万円	10万円	10万円		
救護者費用		400万円	400万円	400万円		
月額保険料		7,700円	10,500円	12,300円		
実質保険料		(6,160円)	(8,400円)	(9,840円)		

## 「MUSTⅢ」の特徴

自転車で通勤中に転倒して、スーツは破れるし、おまけに骨折したんだけどいろんなリスクをカバーする保険ってあるのかな？



それなら  
くらしの安心保険MUSTⅢが  
良いですよ！  
ケガの補償はもちろん、  
家財・身の回り品の損害や  
賠償事故も補償します！  
天災によるケガや0-157など  
特定の感染症の補償など、  
1つ1つの補償も  
充実しています！

保険料は、やっぱり  
掛け捨てなんでしょ？



無事故キャッシュバック  
20%がついてますよ！  
ご契約期間中無事故の場合は、  
払い込んでいただいた保険料の  
20%を返します。



## 京王グループ団体傷害保険 引受ガイドライン

京王グループ団体傷害保険はグループ社員の皆さまの相互扶助の制度であり、安定的な運営を目指しております。また、団体割引率は、被保険者数と損害率（支払保険金÷保険料）で決定され、保険金お支払額が増加した場合、損害率が悪化し、割引率が低くなってしまいます。

そこで、京王グループ団体傷害保険をより魅力ある「福利厚生制度」として永続的に維持・発展させていくために、引受ガイドラインを下記の通り設けました。著しく保険金請求の頻度が高いなど、ご加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、ご継続加入をお断りする場合や補償内容を変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

\* 損保ジャパンは次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、京王電鉄株式会社および京王グループ各社に提供することがあります。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・ 飲酒運転などの法令違反 ・ 事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合 等	基本的に翌年度以降の保険契約についてはお引受けできません。
B	同一保険期間内で事故3回以上 または過去2年間で事故4回以上	・ 加入者単位 家族型であれば1家族全体で、夫婦型であれば夫婦で左記数値を合算します。	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、現状の加入者数の制限などを実施する場合があります。 ご加入条件についてはお客様のご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
C	過去2年間で通院保険金の支払金額が合計で「50万円」を超過した場合		
D	その他割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	通常の傷害事故に比べて通院日数が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう申し入れが行われた場合 等	

おケガの場合に、医師による診察（診療）を受けていただきますようお願いいたします。

傷害保険金は、「医師による治療が必要な場合において、病院または診療所にて医師の治療を受けたご入院・ご通院」に対してお支払いします。